

# 埼玉県議会議員一般選挙

## 投票できる方

今回の選挙は、次の要件を備えた方が、投票できます。

### 〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成13年4月8日以前に生まれた方

### 〈住所要件〉

▼平成30年12月28日までに、転入届をして、引き続き市内に住所がある方  
▼平成30年12月29日以降、県内の他市町村に転出し、引き続き県内に住所がある方。ただし、次の条件が必要です。  
・八潮市の選挙人名簿に登録されていること  
・市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を持参できること。もしくは、投票管理者に対して確認の申請を行い、確認を受けた方

## 持ち物



忘れずに  
投票しましょう

・投票所入場整理券(3月26日(火)から発送予定)

投票所入場整理券(はがき)は貼りあわせ方式で、はがすと1通に最大4人分印刷されています。

投票にお出かけの際は、ご自分の投票所入場整理券を切り取ってお持ちください。

なお、投票所入場整理券をお持ちにならない場合は、運転免許証や保険証などで、本人確認を行います。



投票所入場整理券  
をお持ちください

## 不在者投票制度

選挙期間中、仕事や旅行などで、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村で投票ができます。不在者投票を行うには、「投票用紙」や「投票用封筒(外封筒、内封筒)」の交付請求が必要です。ご自分で市ホームページから「不在者投票宣誓書兼請求書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、八潮市選挙管理委員会に郵送してください。

## 〈施設などによる不在者投票制度〉

投票日に指定投票所になっ

ている病院や施設などに入所している方は、その病院や施設などで不在者投票ができます。

## 〈郵便などによる不在者投票制度〉

次に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

▼介護保険被保険者証をお持ちで、要介護状態区分が「要介護5」の方

▼身体障害者手帳をお持ちで、次に該当する方

・両下肢または体幹の障がい  
の程度が1級または2級

・移動機能の障がいの程度が1級または2級

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級

・戦傷病者手帳をお持ちで、次に該当する方

・両下肢または体幹の障がいの程度が特別項症から第2項

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項

## 〈郵便投票の代理記載制度〉

郵便などによる不在者投票ができる方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がい程度が1級と記載されているなどの方は、あらかじめ

め選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。※郵便などによる不在者投票を希望される方は、いずれの場合も選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。申請は、選挙期間前でも受け付けています。

## 〈郵便投票用紙の請求〉

すでに郵便等投票証明書がある方には、あらかじめ投票用紙請求書を送りますので、その投票用紙請求書と郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会へ請求してください。

請求期限は、4月3日(水)午後5時必着です。

## 代理投票・点字投票

字を書くのに不便を感じる方、視覚に障がいのある方は、投票管理者に申し出ることで、より代理投票、点字投票ができます。

代理投票は、選挙人の指示する候補者の氏名を代理投票補助者が本人に代わって記載します。また、視覚に障がいのある方は、投票用紙に点字で、候補者の氏名を記載して投票することができます。

未来をつくる  
あなたの一票大切に



# 町会・自治会加入促進月間

つながり育てる地域の力

町会・自治会に加入しましょう

3月・4月は町会・自治会加入促進月間です。

問市民協働推進課 ☎328

## 町会・自治会の役割

### ・主な活動

町会・自治会は、地域の皆さんのさまざまな活動を通して、人と人との「絆」をつくり、「地域コミュニティ」の場をつくることのできる最も身近な団体です。

日頃から近くに住む皆さんとのつながりを大切にするこ

とで、日常の生活が豊かになるだけでなく、災害などの非常時においても頼りになる大きな力になります。

この他、町会・自治会では、下表のようなさまざまな活動を行っています。

## 市の取り組み

市では、「八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例」により、転入した方へ町会・自治会への加入案内パンフレットの配布を行っています。また、埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部町会・自治会長で構成される八潮市町会自治会連合会と協定を締結し、事業者と協力しながら町会・自治会への加入を促進しています。

この他、日常の安全・安心のために、草加警察署および八潮市町会自治会連合会、市で協定を締結し、犯罪などの

## 町会・自治会の主な活動

### 安心して暮らしたい (安全・安心)

空き巣や路上での犯罪などを防ぐために活動しています。

- ・防犯灯の設置や管理
- ・夜間防犯パトロール
- ・交番情報のお知らせなど

### いざという時のために (防災)

災害時に助け合えるよう、自主防災組織を結成しています。

- ・防災訓練
- ・災害時に手助けが必要な方の把握や避難の協力
- ・避難所の開設・運営
- ・災害時の食料や資機材の保管・管理など

### いきいきと暮らしたい (すこやか)

誰もが地域でいきいきとすこやかに暮らせるように活動をしています。

- ・小・中学生の登下校時のパトロール
- ・障がいのある人や高齢者の見守り活動など



町会・自治会へ提供している。

自治会に申し込むか、市民協働推進課へご連絡ください。

町会・自治会への加入を希望する場合は、直接、町会・自治会へお問い合わせください。

※この他、町会・自治会を通して、市からの情報を回覧・掲示しています。